



税理士 山本 善通 氏

Question

災害損失欠損金

当組合は、共同購入事業を行っていますが、この度の新型コロナウイルス感染症に関連して、欠損金が発生しました。前年度は黒字であったので、法人税を納税していますが、請求により繰戻して還付を受ける事ができますか？

Answer

【概要】

【災害損失について】

今般の新型コロナウイルス感染症に関連して、学校の臨時休業や外出自粛の要請等が行われたことにより、貴組合において、棚卸資産や固定資産などに損失が生じている場合や、感染症の拡大や発生を防止するための消毒等の費用を支出している場合、これらの損失や費用の額は、「災害により生じた損失の額」に該当します。

ただし、災害損失欠損金の繰戻し還付制度の対象となる「災害により生じた損失の額」については、災害により棚卸資産、固定資産又は一定の繰延資産について生じた損失の額が対象とされているため、例えば、外出自粛の要請等があったことによる店舗の売上げの減少額などは対象となりません。（法人税法80条5項、法人税法施行令154条の3）

【災害損失欠損金に該当する例】

- 飲食業者等の食材（棚卸資産）の廃棄損
- 感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損
- 施設や備品などを消毒するために支出した費用
- 感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用
- イベント等の中止により、廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損

【災害損失欠損金に該当しない例】

- 客足が減少したことによる売上げ減少額
- 休業期間中に支払う人件費
- イベント等の中止により支払うキャンセル料、会場借上料、備品レンタル料



【繰戻し還付制度について】

災害損失欠損金の繰戻し還付制度とは、災害により災害損失欠損金が生じた法人について、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額を、その災害欠損事業年度開始の日前1年（青色申告書を提出する法人である場合には、前2年）以内に開始した事業年度に繰り戻して法人税の還付を受けることができる制度です。

【還付請求の手続】

- (1) 還付請求を行う場合は欠損金額の生じた事業年度の確定申告書の申告期限までに還付請求書を提出してください。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響で期限までに申告や還付請求の手続が難しい方につきましては、その期限を個別に延長することが可能です。